

一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、男性職員がもっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 4月 1日～令和2年 3月31日まで

2. 内容

目標1：男性の育児休業取得を促進する。

<対策>

- 平成31年 4月 制度の利用実績を所内会議等により全職員に周知
- 平成31年 4月～ 制度内容等について所内会議や研修などにより全職員に周知

目標2：子どもの出生前後における育児目的休暇の取得を促進する。

<対策>

- 平成31年 4月～ 制度内容等について所内会議や研修などにより全職員に周知